

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 保健医療局保健政策部疾病対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）…一

告示

- 都営住宅の使用料の変更……………一
- ……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…一
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…三
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…四
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………五
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…五
- 令和七年東京都告示第七百六十号（東京都道路占用規則による徴収単価）の廃止……………七
- ……………（建設局道路管理部監察指導課）…七
- 東京都道路路占用規則による徴収単価……………（同）…七
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（同）…九

規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十八号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二低所得Ⅰの項及び低所得Ⅱの項中「80万9千円」を「82万6千500円」に改める。

附則

- この規則は、令和八年七月一日から施行する。
- この規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第一の二の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた申請に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の三（裏）及び第三号様式中「80万9千円」を「82万6千500円」に改める。

附則

- この規則は、令和八年七月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則別記第一号様式の三及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第七百九十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和八年七月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	2	28,200	62,000
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート(2号棟)	港区南麻布4-3	38.3	1	33,700	110,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,000	90,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	98,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	34,600	105,100
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(4号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,600	123,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2-20	38.3	1	32,300	80,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(29号棟)	新宿区戸山2-29	38.8	1	32,300	83,600
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	75,000
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	53,700
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート(6号棟)	墨田区八広3-21	32.6	1	22,000	39,500
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	31,000	52,700
一般都営	高層耐火	白鰐東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	75,800
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	83,300
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,100	85,100
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(10号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	30,800	52,300
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート(1号棟)	江東区枝川3-4	51.2	1	42,300	88,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(10号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,100	46,700
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	45,600
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	57,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	54,800
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	76,900
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート(9号棟)	江東区森下3-13	54.0	1	45,100	90,900
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	1	33,200	91,400
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,400	51,700
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	116,500
一般都営	高層耐火	大崎五丁目アパート(1号棟)	品川区大崎5-2	75.0	13	72,000	156,700
一般都営	高層耐火	大崎五丁目アパート(1号棟)	品川区大崎5-2	51.5	12	49,500	126,800
一般都営	高層耐火	大崎五丁目アパート(1号棟)	品川区大崎5-2	61.5	161	59,100	139,500
一般都営	高層耐火	大崎五丁目アパート(1号棟)	品川区大崎5-2	55.8	52	53,600	132,300
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第6アパート(27号棟)	大田区大森西3-1	55.9	1	47,500	102,700
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート(1号棟)	大田区大森西3-9	51.0	1	43,100	90,400
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	3	28,800	44,200

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(8号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	74,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(12号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	74,500
一般都営	中層耐火	丸山二丁目アパート(2号棟)	中野区丸山2-24	39.0	1	28,000	52,900
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川13-75	37.3	1	29,500	68,200
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	1	31,600	53,600
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町5-13	48.1	1	36,800	75,600
一般都営	中層耐火	小茂根一丁目アパート(1号棟)	板橋区小茂根1-6	55.9	1	43,700	100,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	3	38,600	76,500
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(6号棟)	練馬区富士見台3-54	39.0	1	28,800	60,500
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(5号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	1	48,700	111,000
一般都営	中層耐火	立野町アパート(2号棟)	練馬区立野町13-11	55.9	1	43,600	93,800
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(3号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,000	45,700
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(1号棟)	足立区弘道2-16	59.6	1	43,700	95,700
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(5号棟)	足立区弘道2-10	59.6	1	44,200	97,900
一般都営	高層耐火	江北二丁目第2アパート(1号棟)	足立区江北2-22	61.5	84	46,400	98,900
一般都営	中層耐火	江北二丁目第2アパート(3号棟)	足立区江北2-22	55.8	30	42,100	88,300
一般都営	中層耐火	江北二丁目第2アパート(4号棟)	足立区江北2-22	61.5	26	46,400	97,400
一般都営	中層耐火	江北二丁目第2アパート(5号棟)	足立区江北2-22	61.5	27	46,400	97,400
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート(2号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	35,100	54,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,300	76,000
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(4号棟)	葛飾区青戸3-3	51.0	1	37,300	77,300
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,400	76,800
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(2号棟)	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,100	101,500
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(2号棟)	葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,100	74,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	80,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	55,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	55,500
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート(7号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,100	61,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	92,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,500	100,400
一般都営	中層耐火	長沼町アパート(1号棟)	八王子市長沼町883-2	63.2	6	40,900	83,400
一般都営	中層耐火	長沼町アパート(2号棟)	八王子市長沼町883-2	58.2	14	37,400	77,700
一般都営	中層耐火	長沼町アパート(3号棟)	八王子市長沼町883-2	63.2	20	40,600	83,400

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）	
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市上連雀7-25	51.0	1	36,700	85,000
一般都営	中層耐火	府中新町三丁目アパート(3号棟)	府中市新町3-1	58.2	1	38,500	93,300
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート(2号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	1	34,500	85,600
一般都営	中層耐火	金森第5アパート(3号棟)	町田市金森2-34	61.5	1	37,200	84,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	66,700
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目アパート(2号棟)	小金井市東町3-15	55.9	1	33,200	88,100
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(13号棟)	日野市新井3-1-3	35.7	1	15,900	36,500
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(1号棟)	日野市三沢1130-2	38.3	1	18,100	41,100
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(2号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,500	86,700
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(15号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29,800	72,600
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート(4号棟)	西東京市柳沢2-13	62.1	1	38,500	94,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-5号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-9号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-8号棟)	多摩市諏訪4-2	37.7	1	17,200	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,200	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-3号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	36,700

●東京都告示第七百九十九号

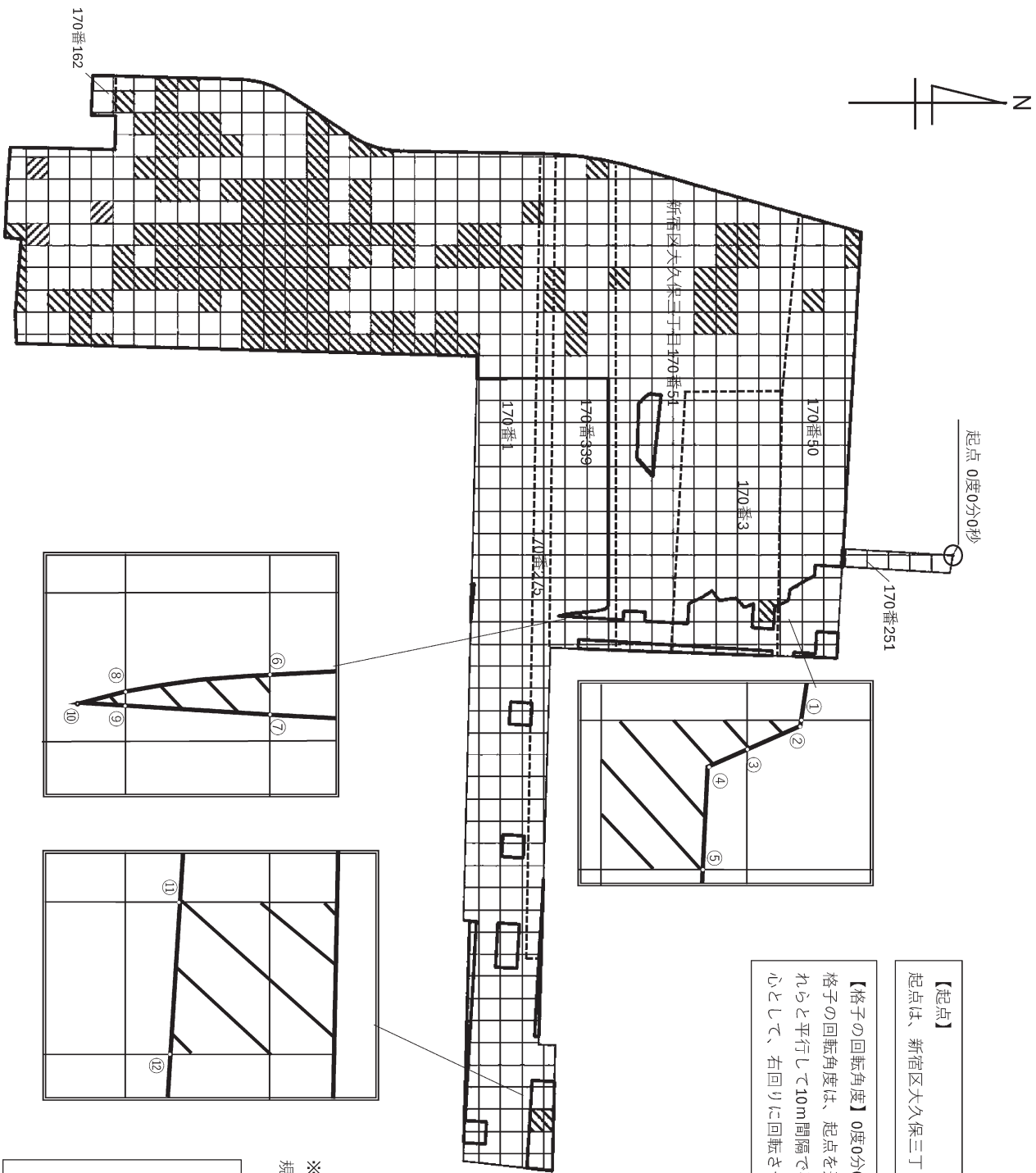
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
第三条第三項の規定により告示する。

令和八年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

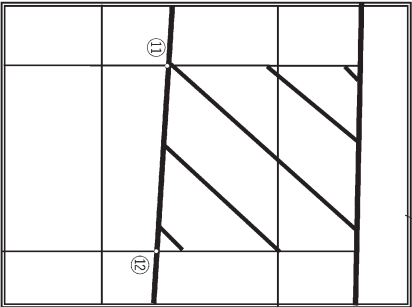
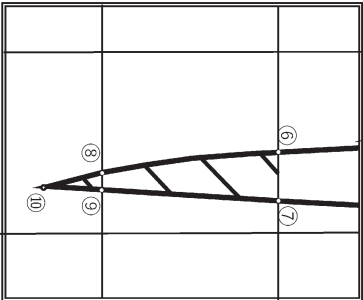
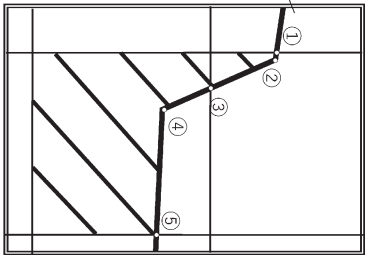
名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	収入の額が二三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）	近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）
前野町六丁目アパート （1号棟）	板橋区前野町六丁目三十一番	中層耐火	一五戸	三〇、一〇〇円	八一、一〇〇円
同 右	同 右	同 右	三五戸	三五、一〇〇円	九四、七〇〇円
同 右	同 右	同 右	一五戸	四一、六〇〇円	一二二、〇〇〇円
同 右	同 右	同 右	五戸	同 右	一二二、二〇〇円
同 右	同 右	五七・三平方メートル	同 右	四九、八〇〇円	一三四、三〇〇円
●東京都告示第八百号 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都 営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営 再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和八年七月一 日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。 令和八年六月三十日 東京都知事 小 池 百合子					

別図



【起点】
起点は、新宿区大久保三丁目170番251の最北端とする。

【格子の回転角度】0度0分0秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



	X座標	Y座標
起点	-32314.852	-11544.591
①	-32391.173	-11524.591
②	-32391.216	-11524.313
③	-32394.854	-11522.672
④	-32397.494	-11521.480
⑤	-32397.902	-11514.591
⑥	-32484.854	-11519.054
⑦	-32484.854	-11516.483
⑧	-32494.854	-11517.956
⑨	-32494.854	-11517.072
⑩	-32497.834	-11517.248
⑪	-32511.034	-11294.591
⑫	-32511.624	-11284.591

※表中の座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

敷地

筆境界

単位区画境界線

調査対象地

形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第123号により指定された区域)

指定を解除する区域

●東京都告示第八百三十三号

令和七年東京都告示第七百六十号（東京都道路占用規則による徴収単価）は、令和八年六月三十日限り廃止する。

令和八年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第八百四十四号

東京都道路占用規則（昭和五十二年東京都規則第三百三十二号）第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、令和八年七月一日から施行する。ただし、この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和八年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

別表 道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表

歩車道別			工 種	単 位	徴 収 単 価 (円)		
					A	B	C
車道	1	車道舗装20型		㎡	1,870	1,370	610
					2,460	1,800	690
車道	2	車道舗装25型		㎡	3,500	2,560	910
					4,720	3,460	1,030
車道	3	車道舗装40型		㎡	4,530	3,320	1,250
					6,100	4,470	1,420
車道	4	車道舗装55型		㎡	5,690	4,170	1,740
					7,580	5,550	1,980
車道	5	車道舗装60型		㎡	6,560	4,800	2,020
					8,620	6,320	2,220
車道	6	車道舗装70型		㎡	7,930	5,810	2,520
					10,340	7,570	2,740
車道	7	車道舗装85型		㎡	9,140	6,690	2,970
					11,970	8,770	3,310
車道	8	車道舗装60型（改質Ⅱ）		㎡	6,640	4,870	2,080
					8,710	6,380	2,280
車道	9	車道舗装70型（改質Ⅱ）		㎡	7,970	5,830	2,540
					10,380	7,600	2,770
車道	10	車道舗装85型（改質Ⅱ）		㎡	9,180	6,720	3,000
					12,010	8,800	3,340
車道	11	車道舗装60型（低騒音）		㎡	6,810	4,990	2,190
					8,880	6,510	2,400
車道	12	車道舗装70型（低騒音）		㎡	8,130	5,960	2,650
					10,550	7,730	2,880
車道	13	アスコン5型		㎡	550	400	200
					690	510	220
車道	14	アスコン10型		㎡	2,470	1,810	590
					3,360	2,460	650
車道	15	アスコン15型		㎡	2,890	2,120	820
					3,830	2,800	880
車道	16	アスコン20型		㎡	3,660	2,680	1,070
					4,820	3,530	1,150
車道	17	アスコン25型		㎡	4,210	3,090	1,280
					5,490	4,020	1,370

上段 昼間単価
下段 夜間単価

歩車道別		工 種	単 位	徴 収 単 価 (円)		
				A	B	C
車道	18	アスコン35型	m ²	5,580 7,210	4,090 5,280	1,780 1,890
車道	19	アスコン25型（改質Ⅱ）	m ²	4,300 5,580	3,150 4,080	1,340 1,430
車道	20	アスコン35型（改質Ⅱ）	m ²	5,620 7,240	4,120 5,310	1,810 1,910
車道	21	アスコン25型（低騒音）	m ²	4,460 5,750	3,270 4,210	1,450 1,540
車道	22	アスコン35型（低騒音）	m ²	5,790 7,420	4,240 5,430	1,920 2,030
車道	23	路盤工30型	m ²	2,080 2,780	1,520 2,040	680 800
車道	24	路盤工35型	m ²	2,370 3,170	1,740 2,320	750 880
車道	25	路盤工40型	m ²	2,830 3,790	2,070 2,780	940 1,120
車道	26	砕石舗装	m ²	190 270	140 190	130 180
車道	27	車道路盤先行仮舗装	m ²	5,380 7,260	3,940 5,320	1,610 1,890
歩道	28	歩道舗装10型（非透水）	m ²	1,210 1,600	890 1,170	890 1,170
歩道	29	歩道舗装19型（透水）	m ²	2,020 2,710	1,480 1,980	1,480 1,980
歩道	30	アスコン3型（非透水）	m ²	470 600	340 440	340 440
歩道	31	アスコン4型（透水）	m ²	550 730	400 540	400 540
歩道	32	コンクリート平板舗装	m ²	2,780 3,390	2,040 2,490	2,040 2,490
歩道	33	インターロッキング舗装（非透水）	m ²	2,540 3,140	1,770 2,200	1,770 2,200
歩道	34	インターロッキング舗装（透水）	m ²	3,110 3,880	2,190 2,740	2,190 2,740
歩道	35	乗入れ舗装30型（セメコン）	m ²	3,830 5,400	2,800 3,950	2,800 3,950

歩車道別		工 種	単 位	徴 収 単 価 (円)		
				A	B	C
歩道	36	乗入れ舗装40型（セメコン）	m ²	4,700 6,600	3,450 4,840	3,450 4,840
歩道	37	セメコン15型（乗入れ）	m ²	1,130 1,670	830 1,230	830 1,230
歩道	38	セメコン20型（乗入れ）	m ²	1,400 2,090	1,030 1,530	1,030 1,530
歩道	39	乗入れ舗装35型（アスコン）	m ²	3,770 5,090	2,760 3,730	2,760 3,730
歩道	40	乗入れ舗装50型（アスコン）	m ²	5,430 7,200	3,980 5,270	3,980 5,270
歩道	41	アスコン5型（乗入れ）	m ²	580 710	420 520	420 520
歩道	42	アスコン15型（乗入れ）	m ²	1,360 1,650	1,000 1,210	1,000 1,210
歩道	43	乗入れ舗装30型（インターロッキング）	m ²	4,140 5,380	2,940 3,830	2,940 3,830
歩道	44	乗入れ舗装35型（インターロッキング）	m ²	4,430 5,760	3,160 4,110	3,160 4,110
歩道	45	歩道路盤先行仮舗装	m ²	1,980 2,620	1,450 1,920	1,450 1,920
その他	46	街きよ	m	5,940 7,370	4,350 5,400	3,400 4,050
その他	47	L形・U形側溝	m	3,710 5,020	2,720 3,680	2,720 3,680
その他	48	歩道止石	m	2,370 3,290	1,740 2,410	1,740 2,410
その他	49	境石	m	1,620 2,280	1,190 1,670	1,190 1,670
その他	50	植樹帯縁石	m	1,780 2,430	1,310 1,780	1,310 1,780
その他	51	中央帯縁石	m	3,770 5,230	2,760 3,830	2,200 3,010
その他	52	区画線	m	70 80	50 60	50 60

附記

一 掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びK d部分とする。

二 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。
なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し（当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。

三 徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石（端部）の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帯縁石（直線部）の掘削復旧延長による。

A 掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの

B 掘削復旧面積が二十平方メートルを超え五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超え五百メートルまでのもの

C 掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

四 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。

五 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

●東京都告示第八百五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名 都道立川所沢線

(二) 指定する区間 東村山市本町一丁目十二番一地从先から同市久米川町四丁目八番十地先まで

二(一) 路線名 都道新宿青梅線

(二) 指定する区間 東村山市本町一丁目九番一地从先から同所十番一地内まで

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

